

先進援助機関における
コンサルタント契約実態調査(ヨーロッパ班)

報告書

昭和63年3月

国際協力事業団
調査部

先進援助機関における
コンサルタント契約実態調査(ヨーロッパ班)
報 告 書

JICA LIBRARY



1066448[0]

17865

昭和63年3月

国際協力事業団
調 達 部



国際協力事業団

17665

は し が き

我国の援助は、量的に世界有数の規模となり、他方、途上国側の要請も多様化、複雑化するなかで、援助実施体制強化への一環として、コンサルタントのより有効的な活用が益々肝要となってきた。

本調査は、上述の状況を踏まえ、外国コンサルタントの活用が、我国援助実施体制強化に有効かつ妥当であるか否かの検討に資するため、先進援助機関における実態を調査することを目的として実施された。

調査団は、各国の援助機関関係者との協議を行うとともに、関連の資料等を収集し、帰国後の国内作業を経て、ここに報告書提出の運びとなった。

本報告書が、外国コンサルタント活用に関する望ましい方策の策定に寄与するとともに、開発調査等の業務のより効果的、効率的な実施に役立つことを願うものである。

なお、本報告書と併せて、北米班の報告書も一読していただき全体像を把握していただきたい。

終りに、本調査にご協力とご支援をいただいた関係者各位に対し、衷心より御礼申し上げます。

昭 和 6 3 年 3 月

国 際 協 力 事 業 団
理 事 村 山 正 祐

略語表

- O A D イギリス、外務英連邦省の外局である海外開発庁
(Overseas Development Administration)
- C C C E フランス、経済協力中央金庫
(Caisse Centrale de Cooperation Economique)
- B M Z 西ドイツ、経済協力省
(Das Bundesministerium für wirtschaftliche
Zusammenarbeit)
- K f W 西ドイツ、復興金融公庫
(Kreditanstalt für Wiederaufbau)
- G T Z 西ドイツ、技術協力公社
(Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit)
- 総 局 オランダ、開発協力省国際協力総局

目 次

はしがき

序 章	1. 調査の目的	1
	2. 調査団の構成と行程	1
	3. 調査の対象機関と現地調査の概要	1
	4. 報告書の構成と内容	2
第1章. イギリス		
	1. 援助のシステム	5
	2. ODAの業務内容とその実績	5
	3. ODAがコンサルタントを活用する状況とそのガイドライン	9
	4. ODAによるコンサルタントの活用実績	11
	5. ODAが雇用するコンサルタントの適格性	12
第2章. フランス		
	1. 援助のシステム	21
	2. C C C Eの活動実績	22
	3. コンサルタントの適格性	26
5 3章. 西ドイツ		
	1. 援助のシステム	31
	2. K f Wの概要	31
	3. K f Wのコンサルタント契約の実績	32
	4. K f Wが雇用するコンサルタントの適格性	34
	5. G T Zの概要	35
	6. G T Zに関連した人材の構成	36
	7. G T Zによるコンサルタントの活用実績	37
	8. G T Zが雇用するコンサルタント（専門家）の適格性	39
第4章. オランダ		
	1. 援助のシステム	45
	2. 総局の援助実績	45
	3. 総局におけるコンサルタント契約の実績	47
	4. 総局が雇用するコンサルタントの適格性	47
参 考 資 料		
	1. 調査団より各機関への質問書	53

2. 面会者一覧表.....	65
3. 収集資料リスト一覧表.....	66

序 章

序 章

1. 調査の目的

本調査は、国際協力事業団による開発調査等の実施に際し、外国コンサルタント（ローカルコンサルタントを含む）の活用が、我国コンサルタントの体質強化及び能力の補完に有効で、かつ、我国技術協力の一環としての開発調査等の業務に適當か否かの検討に資するため、先進援助機関における活用状況とその契約の実態を調査することを目的に実施された。

2. 調査団の構成と行程

(1) 構 成

長沢 幸敏（総括） … 国際協力事業団調達部管理課長
加藤 重信（活用政策） … 外務省経済協力局開発協力課首席事務官
大山 雅民（契約） … 国際協力事業団調達部管理課

(2) 行 程

昭和62年12月7日より昭和62年12月18日まで

（フランス→イギリス→西ドイツ→オランダ）

（注）加藤首席事務官は、本調査の北米班（アメリカ、カナダ、世銀）にも総括として参加し、本調査には西独調査終了時まで参加。長沢管理課長はイギリスより本調査に参加。

3. 調査の対象機関と現地調査の概要

調査団が調査の対象としたのは次の4ヶ国7機関である。

- (1) イギリス 外務英連邦省海外開発庁（ODA）
- (2) フランス 協力者
- (3) フランス 経済協力中央金庫（CCCE）
- (4) 西ドイツ 経済協力省（BMZ）
- (5) 西ドイツ 復興金融公庫（KfW）
- (6) 西ドイツ 技術協力公社（GTZ）
- (7) オランダ 開発協力省国際協力総局

調査団は、調査項目が、外国コンサルタントの活用状況とその適格性（eligibility）及び

登録、指名、選定等契約方式全般にわたる広範かつ詳細なものであったため、事前に、在外公館を通じて質問書（参考資料1）を各機関に送付した。

しかしながら、各機関の関係者との面談時間がいずれも短く、かつ、相手方の対応者も質問事項のすべてに関し回答を準備する体制が整わなかった趣もあり、概念的な説明を受けるに留まった部分もある。（質問書への回答が書面で得られたのは英国のODAのみ。）

従って、調査団は、現地で可能な限り関連資料の収集に努め、それを帰国後分析し、質問書に基づく面談の結果と比較検討することにより報告書を作成することとした。

4. 報告書の構成と内容

調査の内容は、「契約」に関する部分と「外国コンサルタントの活用」に関する部分に分けられるが、1. で述べた調査の目的と3. で述べた現地調査の状況に鑑み、外国コンサルタントの活用に焦点をあてて報告書を作成した。

構成としては、国別とし、先づ、①調査対象国の援助システムの概要を述べ、次に、②援助実施機関の活動状況を示し、引き続き③全体の活動実績に占めるコンサルタント契約実績を抽出し、最後に、④コンサルタントの適格性について記述した。

このうち、①及び②については、主としてAnnual Report 等各機関の公的出版物に基づき記述した。

③については、調査対象機関の大半は、プロジェクトの確認から審査を経て実施までを一環して行うため、コンサルタント契約のみを区分して統計していないこともある。その場合は、プロジェクトの全体コストを基準にして、調査から施行管理に関する経費を推定して記述した。

④については、問題の性格上、公的出版物のなかに当該部分のポイントに関する明確な記述はあまり見当たらない。従って、可能な限り収集した内部資料にも目を通し、直接、間接に関連した部分を抽出し、その内容と関係者との面談内容を比較検討した結果を記述した。

なお、情報収集量の差により、報告書の内容に国別の精粗があること及び報告書の記述内容は、既存の調査で明らかにされている事項を除き、外国コンサルタントの活用とその適格性を理解するうえで必要な範囲に限っていることを付記する。

第1章 イギリス

第1章 イギリス

1. 援助のシステム

英国の対外援助は外務英連邦省の外局である海外開発庁（Overseas Development Administration 以下「ODA」と言う。）により、援助政策の策定に始まり、プロジェクトの選定、準備、審査、実施及び評価のプロジェクトサイクル全般にわたって、一元的に実施されている。

ODAは、1986年現在で約1,500人の職員を有している。そのうち、ロンドンの本部に690人、スコットランドのイーストキルブリッジ支部に400名が配置されており、ロンドン本部は、通常の本部機能に加え、主な2国間援助と国際機関を対象にした援助を取り扱っている。イーストキルブリッジ支部は、主として海外への人材派遣業務と民間ボランティア機関への協力を取り扱っている。

さらに、ODAは、主として途上国の資源開発を促進するための技術者を375名有し、彼らは実際のフィールドワークに従事している。

また、行政官とは別に、教育、医療、資源開発、環境及び各種エンジニアリングの分野のスペシャリストを、インハウスの形で105名有し、各種のプロジェクトに活用している。自前の職員による業務ができない場合は、外部のコンサルタントも活用する。

海外の拠点としては、東アフリカ向にケニア、南アフリカ向にマラウイ、東南アジア向にタイ、太平洋諸国向にフィジー、カリブ諸国向にバルバドスの5ヶ所に事務所を有している。

2. ODA業務内容とその実績

1984年から1986年までのODAによる援助活動実績の全体像は次のとおりである。

ODAの活動実績全体像

(単位: 百万ポンド)

番号	項目	1984	1985	1986	各項目の全体に占める割合 (1986)
1	国際機関を通じた多国間の援助	531	494	511	37.6 %
1-1	(E C)	(226)	(234)	(223)	(16.4 %)
1-2	(世銀グループ)	(197)	(128)	(154)	(11.3 %)
1-3	(国連機関)	(66)	(84)	(83)	(6.1 %)
1-4	(その他)	(42)	(48)	(51)	(3.8 %)

番号	項目	1984	1985	1986	各項目の全体に占める割合(1986)
2	国別二国間援助	536	583	618	45.5 %
2-1	(資金協力)	(398)	(429)	(447)	(32.9 %)
2-2	(技術協力)	(138)	(154)	(171)	(12.6 %)
3	その他の二国間援助	216	203	193	14.2 %
3-1	(CDCローン)	(114)	(79)	(73)	(5.4 %)
3-2	(制度的な援助計画)	(102)	(124)	(120)	(8.8 %)
4	管理費	35	36	36	2.7 %
	総計	1,318	1,316	1,358	100.0 %

(出典「British Overseas Aid 1986 Annual Review」、ODA Information Central Office)

(注) CDCローン…1984年に設立された The Commonwealth Development Cooperation

(CDC)を通じて実施され、途上国における民間企業による投資の
推進により当該国の経済開発を図ることを目的とする。

上記のデータで明らかのように、ODAの予算は1986年で13億5千8百万ポンド(1ポンド280円として約3千8百億円)であるが、ODAはこれを1990年までは、年間40百万ポンドずつ増額していく方針を持っている。

全体の16.4%を占めるECへの援助は、主として、ロメ協定に基づき、ACP諸国(Africa, Caribbean and Pacific Countries)に向けられるが、一部は、アジア、中南米及び地中海諸国にも向けられる。

全体の11.3%の世銀グループは、IBRDの他にIDAおよびIFCを含む。また、全体の6.1%を占める国連機関としては、UNICEF、FAO及びWHOが主なものである。

国別二国間援助は、資金のフローが正確に判別できるため、「Bilateral Country Programmes」と呼ばれているが、その資金協力（Country Financial Aid）447百万ポンドの内訳は次のとおりである。

資金協力の内訳

（単位・百万ポンド）

番号	項目	1984	1985	1986
1	プロジェクト援助（ATPを除く）	239	236	249
2	ATP援助（注）	52	42	78
3	プログラム援助	37	47	56
4	財政援助（Budgetary Aid）	12	10	8
5	債務援助（Debt Relief）	35	31	29
6	食糧援助	15	28	8
7	災害援助	9	33	19

（出典「British Overseas Aid 1986 Annual Review」、ODA Information Central Office）

（注）ATP援助… Aid and Trade Provisionと呼ばれ、英国企業による輸出促進を目的としている。

ODAによる資金援助のほとんどすべてはグラントの形態をとっている。なお、資金協力においては、プロジェクト援助がその大部分であるが、ODAは、IMFや世銀との合意に基づき、特にサブサハラ諸国については、基幹産業の生産性を保つためのスペアパーツ等の購入及び緊急に必要とされる物資の購買力を高めるため、構造調整の一環としてのプログラム援助に重点を移していく方針である。

災害援助に関しては、地震、サイクロン、洪水、飢饉、伝染病及び戦争、内乱等の人災に対応するものとしており、軍からの応援を求めることも可能となっている。実際、1984年のエチオピア難民については英国ロイヤル空軍が救援物資の輸送に重要な役割を果たしている。

二国間資金協力の17%、78百万ポンド（1ポンド 280円として約 218億円）に達するATP援助は、ODAが「対外援助を国内に還元する」という政策を明確に打ち出し、公的統計にも堂々と記載している点が興味深い。調査団が入手したODA発行の小冊子（British Aid）には、この援助について次のように記載されている。

『援助は貿易を助けるか？』

Yes—我々の2国間援助の大部分は、途上国により使われるが、その結果、英国で多くの人々を雇用している産業から英国の物資と役務を買うことになる。

対象となるプロジェクトを注意深く選定することによって、我々は、途上国の貧しい人々が便益を受けることと同時に、英国の企業が関連する物資や役務を供給する機会を保証することにもなる。

しかし、途上国においては、もしプロジェクトに必要 (essential) であれば、我々は自らの援助をローカルな物資や役務を買うために使うこともできる。

英国の企業は、多国間援助に基づくプロジェクトにも応礼しかなりの実績を上げ、英国に商業的便益と雇用の機会を与えている。

A T Pとは何か？

A T Pとは Aid and Trade Provisionである。A T Pファイナンスは、英国の企業が、途上国におけるプロジェクトを受注するに際し、他の先進国からの企業と同じ土俵の上で競争することを助けるものである。

この制度は、他のいくつかの先進国が、自国の企業がプロジェクトを受注することを助けるため、自らの援助資金を使い、英国の企業を不公平で不利な立場に追い込んでいるという状況に鑑み導入された。

しかしながら、我々は、英国の企業が彼らが応礼しようとするプロジェクトがその国の開発を助けるであろうということを示すことができない限りは、途上国にA T P援助を与えない。約4億5千万ポンドのA T Pが英国に約20億ポンドの輸出をもたらしている。』

次に国別二国間援助の技術協力 (Country Technical Cooperation Programmes) の内訳を以下に示す。

技術協力の内訳

(単位・百万ポンド)

番号	項目	1984	1985	1986
1	すべてをファイナンスした人材	26	29	36
2	一部をファイナンスした人材	29	24	28
3	学生と研修員	41	53	51
4	コンサルタントサービス	30	30	33
5	A T Pに関連した技術協力	1	2	3
6	資機材供与	9	9	10
7	その他	3	7	10
	(合計)	138	154	171

4のコンサルタントサービスは、J I C Aが、開発調査及び基本設計調査以外の資金協力

に直接関係のない場合でコンサルタントを使う状況（プロ技協に関連した技術指導等）と同様であろうと推測される。

続いて、ODAが国内の民間機関等を通じて実施する援助は、国別の振り分けが困難なこともあり、その他の二国間援助（Other Bilateral Programmes）と呼ばれているが、その内訳を以下に示す。

その他の二国間援助の内訳

（単位・百万ポンド）

番号	項 目	1984	1985	1986
1	CDCローン	114	79	73
2	British Council	33	38	42
3	その他の教育計画	8	10	8
4	民間ボランティア機関	18	28	22
5	研 究 開 発	17	17	20
6	年 金	15	18	18
7	調 査	5	5	4
8	そ の 他	6	8	7
	（ 合 計 ）	216	203	193

（出典「British Overseas Aid 1986 Annual Review」、ODA Information Central Office）

British Council は、英語教育を中心とした教育サービスの他、ODAに委託された105ヶ国で技術協力に関連した各種訓練を実施している。

CDCは、ODAから資金援助を受け、主として、途上国の民間企業へのソフトローンを実施している。

研究開発及び調査はいずれも援助に関係するものであり、年金も援助関係者へのものである。

3. ODAがコンサルタントを活用する状況とそのガイドライン

英国は従来からコンサルタントの主要な供給源であり、1985年の7月から1986年の6月の間に世銀が発注したコンサルタントサービスに係る契約の約10%は英国企業により占められている。（1986 ODA Annual Review）

ODAには、現在約 700のコンサルタントの団体（企業、公益法人、大学他）が登録されているが、ODAは、特に資金援助に関連してコンサルタントを雇用する。

調査団が入手したODAの内部資料「Arrangement for Overseas Consultancy Services」によるとODAがコンサルタントを活用する状況はJICAの場合とほぼ同様であり、以下にその内容を示す。

【コンサルタントが必要とされるサービスは次の一に該当する場合である。

1. プリフィジビリティ調査、あるいはフィジビリティ調査を実施する場合、あるいは資金協力を約束するための一般的な助言をする場合
2. 詳細設計、仕様書、入札書類の作成
3. 応札書類の評価、契約書の作成
4. 施行管理
5. 管理運営に関する助言

このうち、ODAによる技術協力の一環として実施し得るのは、通常、1と5である。特に理由がある場合にのみ2、3及び4についても技術協力の資金に拠ることもできるが、通常はこれらはプロジェクト本体と同様の資金から拠出される。もしプロジェクトコストの外貨分が、英国の資金援助によってまかなわれる場合は、ローンの借り手あるいは無償資金協力の受け手は、この資金援助のなかから2、3、4のコンサルタントサービスに見合った資金をコンサルタントに支払うことになる。

ODAはプロジェクトのプリフィジビリティ調査、あるいはフィジビリティ調査の実施に係る途上国政府からの要請に応える前に、次の情報を完全に把握しておく必要がある。

(注1) プリフィジビリティ調査に関するODAの定義

プリフィジビリティ調査とは、後続の調査によって勧告される投資に対して有効需要があるか否かを確認するために実施する当初の調査である。つまり、次の3点を確認するためのものである。

- ・勧告を実施するための将来の調査に資金を投入するに足りる適正な見通しがある。
- ・結果が受け入れ可能なコストが上限の範囲内で得られる。
- ・一般的により詳細なフィジビリティ調査の実施が正当化され得る。

(注2) フィジビリティ調査に関するODAの定義

フィジビリティ調査とは、資金の支出と製造コストの見積り及びその手法の適正度を含む技術的、経済的妥当性を確認するための事前の調査である。この調査は、クライアントが必要とされる資金を手当する目的をつけプロジェクトを進行させてよいか否かの判断を下すに足りる十分な情報を与えなければならない。なお、詳細設計、図面、仕様書及び入札書類の作成は含まない。

(把握しておくべき情報)

1. プロジェクトのタイトル
2. プロジェクトを所管する省庁と実施機関
3. コンサルタントに対するT/R (業務指示書)
4. プロジェクトが途上国政府の公式な開発計画の一部になっているかあるいは関連しているか
5. プロジェクトは公的機関についてのものかあるいは民間機関についてのものか
6. もし調査の結果、プロジェクトが技術的、経済的に妥当であれば、外貨分も含めて資金調達の見込みはいつまでか、外貨分の調達はいつまでかとしているのか
7. プロジェクトに関連した既存の調査の有無、有の場合はその実施者と結果
8. プロジェクトに関連した類似の要請が他国に出されているか否か
9. 途上国からの無償の便宜供与の程度 (ボーリング用リグ、航空写真、ローカルの技術要員の役務提供、実験研究施設他)

また、特に次の2つの要件を満たしているか否かの確認が必要である

1. 当該途上国が、調査の結果が技術的にも経済的にも妥当である場合、資金調達に関し、そのプロジェクトに高い優先順位を与え、本当に実施する用意があるか否か
2. 途上国政府が、プロジェクトの実施 (Implementation) の段階で、英国企業を除外した形で入札を実施するという提案をしないこと]

4. ODAによるコンサルタントの活用実績

上記ガイドラインに基づきODAが実施したコンサルタント契約の実績 (1986年) は次頁の「ODAによるコンサルタント実績 (1986)」のとおりである。

上記の契約はすべて技術協力基金 (TC fund) によりまかなわれ、1985年と比較すると、契約件数で29件、金額で12百万ポンドと大幅な伸を示している。

因みに、1件当たりの平均契約額は約16万ポンド (1ポンド 280円として約4千5百万円)。コンサルタントの市場としては約29百万ポンド (1ポンド 280円として約81億2千万円) ということになる。

ODAによるコンサルタント実績 (1986年)

番号	分野	契約件数	金額 (千ポンド)
1	天然資源開発	36	5,610
2	精製産業	16	2,291
3	製造業	6	610
4	エネルギー	23	3,944
5	建設	13	1,652
6	商業 (卸し売り及び小売) と観光	4	540
7	運輸、貯蔵及び通信	32	6,157
8	財務、ビジネスサービス	21	1,137
9	地域社会人材サービス	33	6,855
	(合計)	184	28,796

(出典「British Overseas Aid 1986 Annual Review」、ODA Information Central Office)

(注) 上記は、新規契約分であり、この他に、小規模な継続契約、変更契約等が 475件
約11.5百万ポンドがある。

5. ODAが雇用するコンサルタントの適格性

コンサルタントの適格性については、先づ調査団が入手したODAの内部資料「Arrangements for Overseas Consultancy Services」よりそのガイドラインを示し、次に、Annual Review 1986 の関連部分からその実態を探り、後に、ODA海外人材局人材サービス部長との面談結果を踏まえ調査団としての見解を示す。

5-1 ガイドライン

「Arrangements for Overseas Consultancy Services」によると次のとおり。

- 【1. もし、コンサルタントのサービスが、技術協力の一環としてODAにより、その費用あるいは英貨立ての支払いが英国の公的資金によりまかなわれる場合に、ODAはコンサルタントを雇用する。つまり、ODAはコンサルタントと契約を締結し、コンサルタントはその契約に基づき規定されたサービスを通常相手国政府あるいはその実施機関に提供する。

コンサルタントのレポートは、通常、途上国政府あるいは政府が指定した実施機関に提供され、その写がODAに提出される。レポートの内容は、相手国政府とそのコンサ

ルタントの合意がなければ第三者に公表されない。

ODAはコンサルタントを雇用するが、そのレポートに記載された見解や勧告に関しては責任を負わず、すべて雇用されたコンサルタントが単独で責任を負うことになる。

2. コンサルタントが途上国政府ではなくて、ODAに直接助言を実施するよう求められた場合には、レポートはODAに提供される。
3. もし、途上国政府やその代行機関がその対価として自らの資金及び英国によるローンあるいはグラントのなかからコンサルタントに支払う場合は、その政府あるいは代行機関がコンサルタントを雇用する。

途上国政府が英国の資機材と役務にタイドとなっているグラントのなかからコンサルタントを活用することを提案した場合は、そのコンサルタントが英国籍であるという基準を満たさなければならない、その基準は次のとおり。

- (a) 英国内で営業活動をする企業、又はその企業から発展した企業であること。英国内での営業活動とは本部としての組織及び関連施設を英国内に有していることであり、単に英国内に法人登録したり、連絡事務所をもっていることではない。
- (b) 企業はODAとの契約においてはあらゆる支払いをロンドンにおいてポンド貨で受けるものであること。
- (c) もし企業が合名会社（パートナーシップ）である場合、パートナーの過半数は英国籍であり、彼等は完全に社のコントロール下におかれていること。

なお、途上国政府は、契約の前に当該コンサルタントが上記の基準を満たしているか否かについてODAに照会し、その承認を得ておく必要がある。

4. ローンやグラントの一部がローカルコストに充当され、途上国政府がこのようなアンタイトの援助をローカルコンサルタントの雇用に充当しようとする場合は、ODAは、そのコンサルタントが当該国によりローカルな組織として受け入れられる基準を満たしているか否か及びそのコンサルタントが業務を実施し得る十分な専門的能力と経験があるか否かを確認する。また、可能な限り、プロポザール方式により指名される会社のなかに、当該途上国に存在する英国企業が1社かそれ以上加えられることを希望する。
5. ODAがコンサルタントを技術協力の一環として雇用する場合、あるいは、途上国政府が英国の資機材と役務にタイドである援助のもとにコンサルタントを雇用する場合は、通常次の条件が満たされねばならない。

- (1) コンサルタントは英国の法人であること。途上国のなかには、英国の企業が支店を設けたり、ローカルの専門的な人材との提携あるいはパートナーシップの形で存在している場合がある。このような英国系海外コンサルタンティング企業は3.で述べた英国籍であるという基準を満たせば適格である。

(2) 企業は業務を実施し得る能力と経験を有していなければならない。

(3) 企業は、できれば、対象国及び対象国と気候や技術の発展段階が類似した国での業務経験を有するべきである。

6. 場合によっては、ODAは請負業務を実施する企業を雇用することができる。コンサルタント業務と異なり、業務の内容が技術的に明確に限定できるもの、例えば建築やボーリング業務が対象となる。(これらを実施するにはケースは、ODAによる直接契約により多く見られる。)

請負業務を実施する企業に関する適格性は、コンサルタントのように英国の完全なコントロール下にあるといったような基準はない。二国間援助として雇用される請負業者の適格性は、企業、個人の別を問わず、次の基準に基づく。

(1) 企業は、英国内での営業活動を実施しなければならない。つまり、英国内に本部組織及び関連施設を有し、単に事務所として登録されていたり便宜的に住所が英国内にあるというのはこれに当たらない。企業は関連した資機材や役務を製造したり購入したりする設備を英国内に有していなければならない。

(2) 企業が適切な設備を海外に有している場合は、例えば多国籍企業の一部、外国企業の子会社、あるいは外国企業と英国企業の共同企業体が考えられるが、必要とされる資機材あるいは役務は英国内で生産されなければならない。会社の本部や営業活動の拠点がどこにあるかについての制限はない。

(3) まれに、ローカルコストの援助資金による負担が認められている場合は、援助受入国で営業活動を展開するローカルの請負業者も雇用されることがある。】

5-2 Annual Review にみる調達の実態

ODA Annual Review 1986 の Chapter 9 「Aid and British Business」に Procurement という箇所があり、そこには次のような記載がある。

『英国の2国間援助の大部分はタイドである。つまり、援助資金の使途が英国の物資と役務に制限されているということである。1986年においては我々の2国間援助の約79% (約580百万ポンド、Commonwealth Development Corporation のローンとODAの管理コストを除く) が英国で使用された。残りの大半は、途上国での調達に費されたローカルコストである。』

他方、国際機関を通じての多国間援助においても、英国企業は1986年に多額の商談を成功させている。

最近のデータによれば、英国政府が1ポンド援助すると英国企業が1.2ポンドの利益を得ることになっている。』

5-3 ODA人材サービス部長との面談結果に基づく分析

ODAの公式出版物及び内部資料のなかに記載されている

「1ポンドの公的援助が1.2ポンドの利益を英国企業に与える。」

「4億5千万ポンドのAPT援助が英国企業による20億ポンドの輸出につながる。」

「技協の一環として、ODAが無償でF/Sを実施するに際しての事前の確認事項のひとつとして、プロジェクト実施の段階で英国企業が指名されることを含める。」

「ローンやグラントの一部を使用して途上国がローカルコンサルタントを雇用する場合でも、ODAは、当該途上国に存在する英国企業が1社かそれ以上プロポーザル方式により指名されることを希望する。」

等の表現ぶりには、我国の援助関係者の感覚としては公的に内外に示すことに多少のとまどいを感じる趣もあるが、いずれも、Tax Payer に配慮した原則社会特有の割り切った考え方が窺える。

「二国間援助に関しては、原則としてタイドで、可能な限り国内に還元されなければならない」という認識を政府も国民も当然のこととして共有しており、5-2で述べたAnnual Reviewに記載のあるとおり、それを着実に実践していると判断し得る。

調査団は、ODAにおけるコンサルタント契約の責任者である人材サービス部長より、事前に送付した質問書への回答を得ており、コンサルタントの適格性に関しポイントとなる部分を以下に示す。

1. 外国人スタッフの活用について

- (1) JICAの開発調査等は、日本の技術協力の一環として実施されるため、JICAは、日本人のコンサルタント及び日本のコンサルティング企業を活用するが、英国においても同様の原則があるか？→ある
- (2) 外国人スタッフを開発調査等に参加することを認めるか？→認める。
- (3) 外国人スタッフの定義は？→英国籍を持たせないことである。
- (4) 外国人スタッフ用の登録制度はあるか？→ない
- (5) 外国人スタッフを活用する理由は？→ODAが活用するコンサルタント会社が外国人を雇用していれば必然的に外国人スタッフを活用することになる。
- (6) 外国人スタッフ活用の手続きは？→特別なものはない。
- (7) 外国人スタッフ活用のワーキングルールは？→大多数(Majority)が英国人でなければならない。
- (8) 外国人スタッフが調査団の団長になることを認めるか？→認めない。
- (9) 日本人を調査団の一員あるいは個人コンサルタントとして活用したことはあるか？→ない。

2. 外国コンサルティング企業の活用について

- (1) 調査等で外国コンサルティング企業を活用するか?→しない。
- (2) 外国コンサルティング企業の定義は?→英国籍を有さないこと及びDomesticでないこと。
- (3) 外国コンサルティング企業をどのようにして分類しているか? (例えば、英国内に登録されている外国法人、英国に支店を出している外国法人等) →英国の資金と人が入っていれば(活用は)OKである。
- (4) 外国コンサルティング企業に関する登録制度はあるか?→ない。
- (5) 外国コンサルティング企業を活用する理由は何か?→英国コンサルティング企業の下請であれば活用する。
- (6) 外国コンサルティング企業を活用する目的は何か?→特殊なSkillを必要とするからである。
- (7) 外国コンサルティング企業活用のための関連法規は何か?→特別なものはない。
- (8) 外国コンサルティング企業が英国コンサルティング企業と共同企業体を組んだ場合、外国コンサルティング企業が代表者になることを認めるか?→認めない。
- (9) 外国コンサルティング企業の参入が認められない業種はあるか?→ある。特に守秘義務を課す必要のある業種には参入を認めない。
- (10) 将来より多くの外国コンサルティング企業を活用する予定はあるか?→ない。
- (11) 日本のコンサルティング企業を活用した実績はあるか?→不明だがたぶんない。
- (12) タイドの資金協力を想定したF/Sに外国コンサルティング企業の参入を認めるか?→認めない。
- (13) LDCアンタイトの資金協力を想定したF/Sに外国コンサルティング企業の参入を認めるか?→認めない。
- (14) アンタイトの資金協力を想定したF/Sに外国コンサルティング企業の参入を認めるか?→認めない。

3. ローカルコンサルティング企業(援助受入国のコンサルティング企業)の活用について

- (1) 調査等にローカルコンサルタントを活用するか?→活用する。
- (2) ローカルコンサルタントの定義は?→資本の大多数がその国の国籍を有する者に所有されていること。
- (3) ローカルコンサルタントの登録制度はあるか?→ない。
- (4) ローカルコンサルタントを活用する理由は何か?→スピードとコストとローカルな能力の調達である。

- (5) ローカルコンサルタントを活用する目的は何か?→技術移転である。
- (6) ローカルコンサルタント活用のメリットは何か?→ローカルな知識がコンサルタント業務の成果をよくすることに役立つ。
- (7) 将来より多くのローカルコンサルタントを活用する予定か?→たぶんそうなる。
- (8) ローカルコンサルタントが英国コンサルティング企業と共同企業体を組んだ場合、ローカルコンサルタントが代表者になることを認めるか?→認めない。
- (9) タイドの資金協力を想定したF/Sにローカルコンサルタントの参入を認めるか?→場合によって認める。
- (10) LDCアンタイトの資金協力を想定したF/Sにローカルコンサルタントの参入を認めるか?→場合によって認める。
- (11) アンタイトの資金協力を想定したF/Sにローカルコンサルタントの参入を認めるか?→場合によっては認める。

上記の質問書への回答では、外国コンサルティング企業の活用は認めない(2. (1))。また、資金協力を想定したF/Sへの活用も、その資金協力がタイドであれ、アンタイトであれ認めない(2. (12)、(13)、(14))としており、ODAの公式出版物の記述が実態としても正しいことを裏付けている。

なお、英企業としての定義は、ODAが雇用するコンサルタントの適格性、3. の基準で述べたとおりであるが、実例をあげれば、社長は米国籍を有し、英国内で営業活動を実施し、雇用者の大半が英国人であり、かつ、法人として英国納税義務者である米国よりの進出企業ハンフリー社も英企業として認められるとのことであった。

ローカルコンサルタントの活用に際しては、資金協力を想定したF/Sへの活用も、その調達条件にかかわらず、場合によっては認める(3. (9)、(10)、(11))としており、Annual Reviewによる79%は英国で他の大部分はローカルであるという記述と符合する。

なお、契約形態としては、サブコントラクト形式を取り、その割合は契約件数全体の20%程度とのことである。

外国人スタッフに関しては、外国コンサルティング企業へのかたくなな姿勢とは異なり、ODAが雇用するコンサルタント会社が外国人を雇用していれば必然的に外国人を雇用することになる。(1. (5))として、極めて柔軟な姿勢を取っている。(今回調査対象となった英、仏、西独、オランダに共通して認められる傾向であり、事によしあしは別にして、調査団員に公用旅券を所持せしめ、団員の国籍に敏感なJICA方式がむしろ例外であり、この相違は社会文化的な背景の違いに起因するものと思われる。)

なお、同部長によれば、プロジェクトマネージャーは英国人、メンバーの大半は英国人という原則はあるものの、現実には西独、スウェーデン等種々のコンサルタントが参加し、中には実態はともかく、国籍に限って言えば、ソ連国籍保持者が参加したケースもあるとのことであった。

第2章 フランス

第2章 フランス

1. 援助のシステム

フランスの援助機構が他の先進国と比べ大きく異なるのは、政府の伝統的な政策であるアフリカ仏語圏を中心とした旧植民地に対する援助重視という理念に基づき、援助を担当する機関が地域別に分かれていることである。

アフリカを中心とした旧植民地に対する援助機関としては、1986年に対外関係省の外局である協力開発庁が発展的に独立した協力省と、1960年に対外援助金融機関としての機能を付与された経済協力中央金庫(Caisse Centrale de Cooperation Economique、以下「C C C E」という。)の2つがあり、他の地域への援助は経済財政省が、主として国庫援助、技術協力及び食糧援助の形態で実施している。(食糧援助についてはアフリカを中心とした旧植民地に対しても実施する。)

経済財務省が実施する援助は、その金額、規模及び途上国に与える影響において他の2機関が実施する援助に比べ少なく、フランスの二国間援助に関しては協力省とC C C Eについて語るのが一般的かつ現実的である。(本調査の対象も協力省とC C C Eに限定した。)

上述の仏援助機関の地域別分担は、我国においてA S E A N各国援助用の特別な省庁や実施機関があるに等しく、援助体制一元化の世論が従来から時々高まるが、これは、国内よりもむしろ被援助国からの要請により立ち消えになっているのが実態のようである。

協力省は、無償資金協力と技術協力を担当し、我国の場合に当てはめれば、外務省経済協局とJ I C Aの無償2部及び技術協力関連事業部の機能を有している。C C C Eはローンと関連の技術協力を担当し、我国の場合に当てはめれば、円借款に関連した省庁、O E C F及びJ I C Aの開発調査関連事業部の機能を有しているのにほぼ等しい。いずれの機関もプロジェクトサイクル全般にわたり責任と権限を有し、必要に応じてコンサルタントを活用するが、旧植民地専用の援助機関という特性(被援助国の自然、法律、税制、経済、社会習慣、人脈に精通した人材を有し、かつ長年のデータの蓄積がある。)が、そのコンサルタント契約の方式と適格性に色濃く反映されている。

上述のフランスの援助システムを図示すると概略以下のようなになる。

フランスの援助システム

援助形態 対象国	経済協力		技術協力
	ローン	グラント	
アフリカの旧植民地 を主とした仏語圏	CCCE	協力省 CCCE (フィズパスのみ)	協力省 CCCE (ローン関連のもの)
その他の地域	経済財政省	経済財政省	産業経済技術協力 協会(ACTIM) 他

(注) 多国間協力は経済財政省が実施する。

協力省及びCCCEの協力対象国は次のとおりである。

協力省	CCCE
ベニン、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、カーボベルデ、中央アフリカ、コモロ、コンゴ、コートジボアール、ジブチ、ガボン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、赤道ギニア、マダガスカル、マリ、モーリシャス、ニジェール、ルワンダ、サントメプリンシペ、セネガル、セイシェル、チャド、トーゴ、ザイール、及び、ハイチ、セントルイス、ドミニカ、グレナダ、セントビンセントの31ヶ国	協力省の対象国に以下の諸国を加えたもの アルジェリア、アンゴラ、ガーナ、リベリア、モロッコ、モザンビーク、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、チュニジア、バヌアツ

2. CCCEの活動実績

CCCEの主要な業務である対外援助ローンの実績は、それぞれ図1及び図2のとおりである。

第1の窓融資とは、通常の援助ベースで実施されるローンであり、そのなかで特別条件のものとは、LLDC向のグランドエレメントの高いソフトローンを意味する。

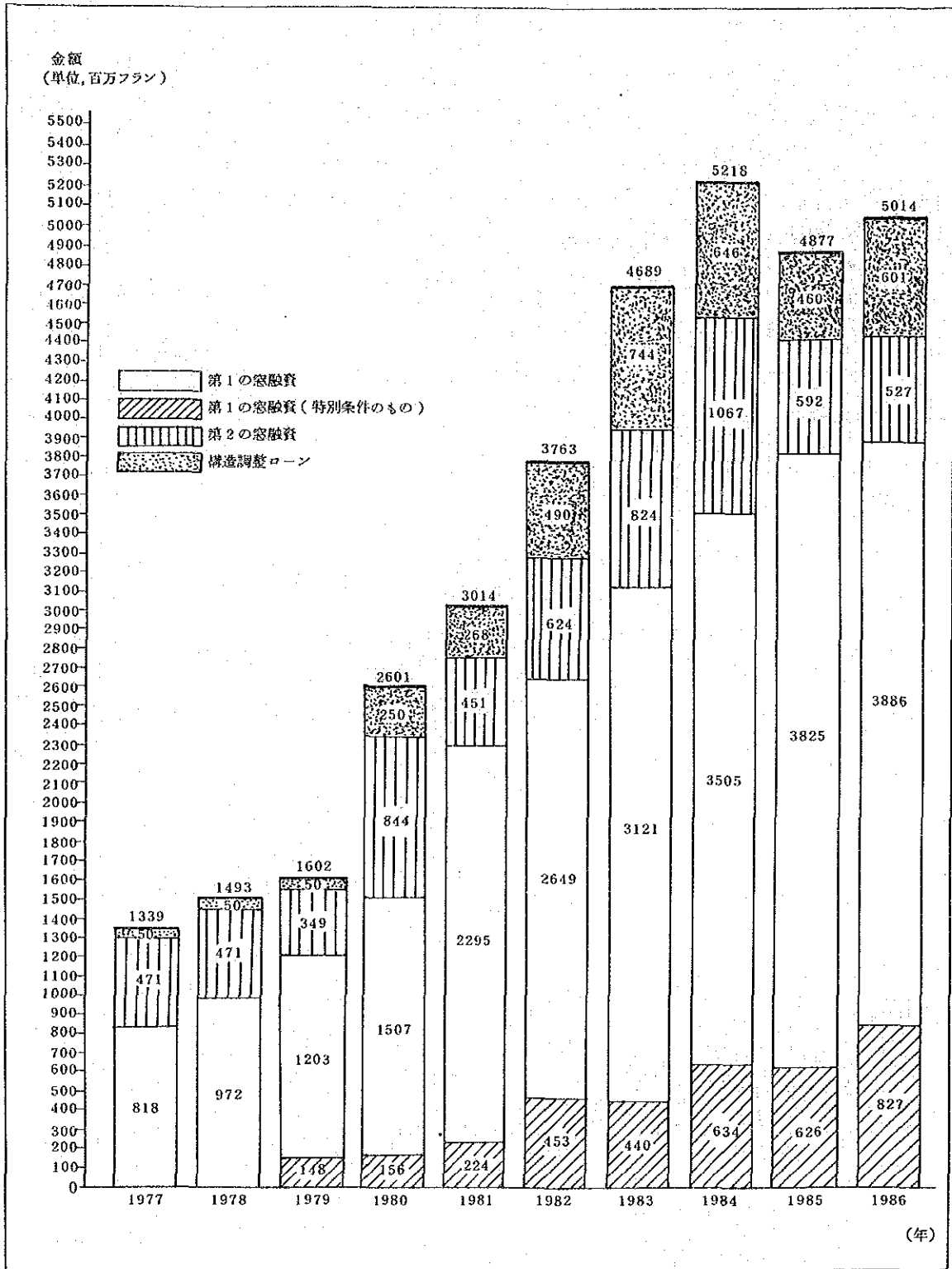
第2の窓融資とは、時々の市場金利に応じて実施される融資で、近年では特に一般的な条件としては適当でない場合が多いため、限られた国の収益性の高いプロジェクトを対象としている。

構造調整融資とは、協力省よりの国庫補助に基づき実施されるもので、主としてサブサハラ諸国の基礎体力向上を目的としている。対象はよりプログラム援助的なものである。

1986年の合計融資額（コミットメントベース）は、5,014百万フラン（1フラン27円として約1,354億円）となっている。このプロジェクトの総額にどの程度のコンサルタント経費が含まれているかについては、C C C Eは世銀方式により業務を実施するため、Annual Report のなかでは、コンサルタント経費として区分して統計されていない。また、調査団が事前に送付した質問書への回答についても、調査団が面会した対外関係調査部長からは、概念的な話のみで、具体的な回答は得られなかった。

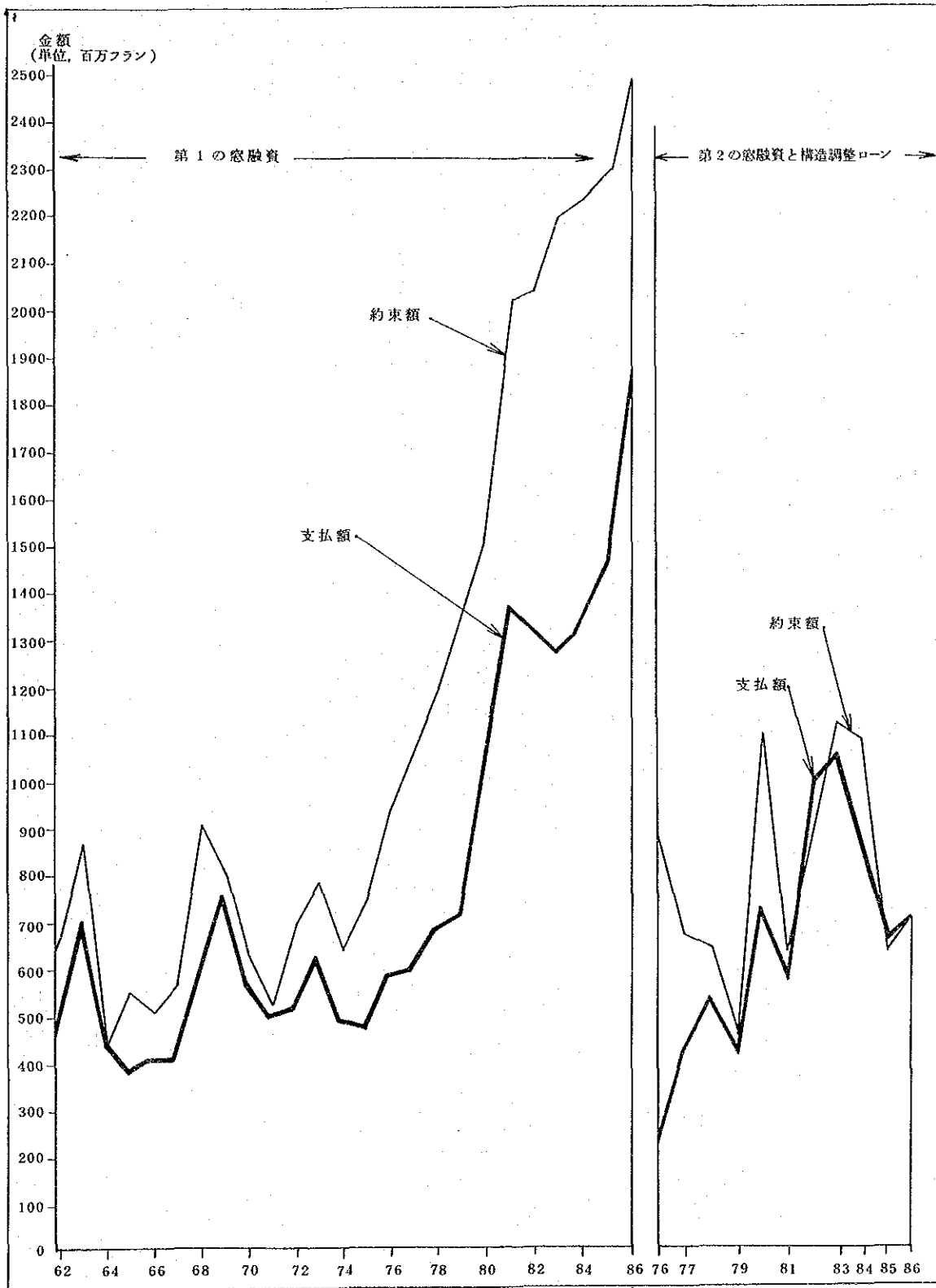
従って、コンサルタントサービスに費された経費としては、総額（5,014百万フラン）よりプログラム援助的な構造調整融資額（601百万フラン）を差し引いた額（4,413百万フラン）を基準にして、プロジェクト全体の80%にコンサルタントが活用されたと仮定してコンサルタントに係る経費を算出すると、 $4,413 \times 0.8 \times 0.1$ （調査、詳細設計、施行管理等のコンサルタント業務に費される割合） ≈ 353 百万フラン（1フラン27円として約95億円）がコンサルタントの市場ということになる。

図1 C C C Eによる対外援助実績 (1977~1986)



(出典「C C C E Annual Report 1986」, C C C E)

図2 CCCEによる対外援助実績(1962~1986)



(出典「CCCE Annual Report 1986」, CCCE)

3. コンサルタントの適格性

コンサルタントの適格性について、調査団は、協力省及びC C C E関係者との面談の席上、関連資料の提出を求めたが、先方はいずれも特に明記したものはないとして口頭での説明を受けるに留まった。以下にその内容を示す。

協力省もC C C Eもフランスの旧植民地を対象とする専門機関であり、援助対象国に関しては長年にわたって蓄積されたデータと人脈を有している。コンサルタントに関しても同様に部内に蓄積されたデータを有している。一例を示せば次のとおりである。

「カメルーンのある地域のかんがい計画であればA社がよい。なぜならば、A社は、プロジェクトサイトにおいて長年の経験があり、現地の支店には10年から20年にわたり滞在する要員がいて、この要員は地域住民の生活習慣に根ざしたCropping Patternを熟知しており、現地のKey Person とも人脈がある。」

従って、競争参加者の資格を定めた正式な登録制度を設けておらず、伝統的に実際的な方法によって (on more practical base) 契約を締結している。(対象地域の特性に鑑み、競争には不向きとして特命随意契約も珍しくない趣である。)

コンサルタント企業としては、仏企業と相手国の企業が適格である。仮に援助対象国に能力のあるローカルコンサルタントが認められれば、その活用に門戸を閉ざす訳ではないが、現実にはかかるコンサルタントは不在であるとのことであった。(We are open to local consultants if any , but we find no competent ones in recipient countries.)

従って、協力省及びC C C Eが活用するコンサルタントは、企業については実質的にはほぼ完全に仏タイドであると言える。

外国人スタッフの活用については、英国ODAの場合と同様、公的機関、民間機関を問わず雇用された仏企業に外国人スタッフが含まれていても差し支えないとしている。

なお、それぞれの関係者とも、いわゆる国際社会で議論されているタイド、アンタイド等については、世銀等の国際機関に拠出していることをもって責務を果たしており、パイの援助については、Tax Payer の考え方や旧植民地諸国との伝統的な関係を踏まえて実際的に処理している旨を強調した。

参考として、協力省が保有しているコンサルタントに関する情報を次に例示する。

協力省が有するコンサルタント情報の一例

ORSTOM
INSTITUT FRANÇAIS
DE RECHERCHE SCIENTIFIQUE
POUR LE DÉVELOPPEMENT
EN COOPÉRATION

213, rue Lafayette
75480 PARIS CEDEX 10
Tél.: (1) 48.03.77.77

Statut: L'Institut est un établissement public national à caractère scientifique et technologique. Il est placé sous la tutelle conjointe du ministre chargé de la recherche et du ministre chargé de la coopération.

Objet: — Effectuer des recherches fondamentales orientées vers le développement des pays des zones tropicales et inter-tropicales
— Former des chercheurs et des techniciens pour son propre compte et celui des Gouvernements et organismes de recherche étrangers.
— Publier les résultats de ses travaux dans ses collections d'ouvrages et périodiques.

services extérieurs

France
ORSTOM auprès du CNEOX, Centre Océanologique de Bretagne, B.P. 337, 29273 Brest Cedex.
ORSTOM auprès du Muséum national d'Histoire naturelle, Laboratoire de Phanérogramme, 16, rue Buffon, 75231 Paris Cedex 05.
ORSTOM auprès du CEA, Centre d'Etudes Nucléaires de Cadarache, B.P. 1 (C/O du DB-SRA), 13115 Saint-Paul-lez-Durance.
ORSTOM auprès de l'INRA, av. de Corzent, 74203 Thonon-les-Bains.
ORSTOM, Station Météorologique, Nouveau Sémaphore, quai des Abeilles, 76600 Le Havre.
Laboratoire de Géochronologie, commun ORSTOM, Université de Nice, Parc Valrose, 06000 Nice.
Laboratoires de Microbiologie, IRCHA-ORSTOM, B.P. 1, 91710 Vert-le-Petit.
Laboratoire de Troicalisation, 2, pl. de la Gare de Ceinture, 78210 Saint-Cyr-l'École.

départements d'outre-mer

Martinique
ORSTOM, B.P. 81, 97201 Fort-de-France Cedex
Guadeloupe
ORSTOM, B.P. 504, 97165 Pointe-à-Pitre Cedex (Guadeloupe)
ORSTOM, B.P. 1020, 97178 Pointe-à-Pitre Cedex (Guadeloupe)
Guyane française
ORSTOM, B.P. 165, 97301 Cayenne Cedex.

territoires d'outre-mer

Nouvelle-Calédonie
Délégation de l'ORSTOM pour le Pacifique Sud, ORSTOM, B.P. 3887, Papeete (Polynésie Française).
Polynésie française
ORSTOM, B.P. 529, Papeete.
Nouvelle-Calédonie
ORSTOM, B.P. A5, Nouméa Cedex.

Afrique

Burkina-Faso
ORSTOM, B.P. 182, Ouagadougou.
ORSTOM auprès de l'OCCGE, Centre Muraz, B.P. 171, Bobo-Dioulasso

Cameroun

Représentation avouée de la DGRST du Cameroun
B.P. 1857, Yaoundé

Centre Afrique

ORSTOM, B.P. 893, Bangui.

Congo

Direction de l'ORSTOM au Congo, ORSTOM, B.P. 181, Brazzaville.

ORSTOM, B.P. 1286, Pointe-Noire.

Côte d'Ivoire

Direction de l'ORSTOM en Côte d'Ivoire 08

B.P. 2002, Abidjan 08

ORSTOM, Adzopououmé, B.P. V 51, Abidjan.

ORSTOM Petit-Bassam, B.P. 4293, Abidjan 04.

Centre de Recherches Océanographiques,

B.P. V18, Abidjan

ORSTOM, B.P. 1434, Bouaké

Laboratoire de Man, B.P. 434, Man

ORSTOM auprès de l'Institut de Recherches

- Onchocercose - OCCGE,

B.P. 1500, Bouaké

Gabon

ORSTOM auprès du CENAREST, B.P. 131-15,

Libreville - Gros Bouquet -

Kenya

ORSTOM auprès de HICPE, PO Box 30772,

Nairobi.

Madagascar

ORSTOM, B.P. 434, Antananarivo

Mali

ORSTOM, B.P. 726, Bamako.

Maroc

ORSTOM, 12, rue Ibaï-al-Ayyachi,

Rabat-Agdaï.

Maurice

ORSTOM auprès du Ministère mauricien de

l'Agriculture, Reduit,

Mauritanie

ORSTOM auprès du Service hydrologique de

Mauritanie, c/o programme des Nations Unies

pour le développement, B.P. 620, Nouakchott.

Niger

ORSTOM, B.P. 11416, Niamey.

ORSTOM auprès OCCGE, Cermes,

B.P. 10887, Niamey.

Rwanda

ORSTOM auprès de l'AMSEA, B.P. 1109,

Kigali.

Sénégal

Direction de l'ORSTOM au Sénégal,

ORSTOM, B.P. 1386, Dakar.

ORSTOM, Station géophysique,

B.P. 50, M'Bour.

ORSTOM, Station écologique, B.P. 20,

Richard-Toll.

ORSTOM auprès du Centre de Recherches

Océanographiques de Dakar-Thiaroye,

B.P. 2241, Dakar.

ORSTOM auprès de l'OBANA/OCCGE,

B.P. 2089, Dakar.

Sierra Leone

ORSTOM auprès du Laboratoire de Chimie

des sols, c/o Ambassade de France,

PO Box 510, Freetown.

Tchad

ORSTOM, B.P. 65, N'Djamena.

Togo

ORSTOM, B.P. 375, Lomé.

Tunisie

ORSTOM, 18, rue Charles-Nicolle,

1002 Tunis Belvédère.

第3章 西ドイツ

第3章 西ドイツ

1. 援助のシステム

西独の対外援助は、経済技術協力政策の基本方針について、経済協力者（以下「BMZ」と言う。）が関係各省（外務省、大蔵省、経済省）との協議を踏まえて策定し、その実施については、資金協力は復興金融公庫（以下「KfW」と言う。）、技術協力は技術協力公社（以下「GTZ」と言う。）に委ねられ、両実施機関は、BMZが定めた2国間の経済協力及び技術協力のガイドラインに沿ってそれぞれ業務を実施している。

2. KfWの概要

フランクフルト市にあるKfW（1986年における職員数877名）は、長期信用の供与による西独経済の復興を目的として、1948年に設立され、1960年代の初めには途上国向経済援助の実施機関としての機能も付与され現在に至っている。

今日のKfWは、西独国内での最大級の金融機関として、また、発展途上国向の開発銀行としての役割を果たしており、1986年末現在で、総資産940億マルク、資本金及び準備金の合計35億マルクを有している。

なお、我国のOECFと異なり、国内向の金融機関としての役割を有していることが大きな特色である。

KfWの法的地位は、独自の設立法に基づくものであり、西独銀行法の規定を免除される代わりに、大蔵大臣を通じて政府の直接の監督下にあり、大蔵大臣が監事会総裁を兼務している。監事会は、総裁（大蔵大臣）以下、政府の任命する副総裁、政府閣僚、参議院の任命する西独連邦銀行総裁、民間銀行、産業界、地方自治体、農業、工芸、貿易、住宅産業、労働組合の各代表総計28人で構成されている。

KfWの途上国向信用供与の業務は、平たく言えば、世銀と同様と言って差し支えなく、プロジェクトサイクル全般（発掘、選定、準備、審査、実施、評価）にわたって責任と権限を有し自前の専門家チームにより業務が実施されているが、必要に応じてコンサルタントも雇用する。但し、コンサルタントの雇用は、我国の円借款及び無償資金協力の場合と同様に、原則として、ファイナンスされる資金の一部でまかなわれるため、KfWが直接コンサルタントを雇用する例は少ない。

3. K f Wのコンサルタント契約の実績

K f Wについては、先方のやむおでない事情により、関係者との面会が不可能となった。（調査団本邦出発後かかる事態となった。）そのため、調査団は、広報担当官に飛び込みの形で面会を求めたが、調査の内容は一般的な資料を入手するのみに留まった。（内容の関する質疑応答は一切実施し得なかった。）よって、コンサルタント契約の概要を以下に推測して記載する。

1. 入手資料より、1986年におけるK f Wの途上国向資金援助を、K f Wの国内企業向のローンの実績と比較して抽出すると次のとおりとなる。

K f Wの活動概要

区 分	金 額（百万マルク）
国内投資促進のためのもの	9,809
(1) 中小企業向のもの	6,205
(2) 環境保全用のもの	1,891
(3) その他	1,713
輸出信用供与と海外投資促進のためのもの	2,491
1. 輸出信用供与（ローン）	2,440
2. 西独企業による海外投資向ローン	51
途上国向資金援助	1,705
1. ローン	1,705
2. グラント	657

（出典「K f W Performance in the first half of 1987」 K f W広報部）

※ 本資料より1986年のデータを抽出した。

上述のデータを分析すると、K f Wの全体の融資業務に占める途上国向資金援助の割合は約12%（1,705 / 9,809 + 2,491 + 1,705）となる。（国内企業向けの保証業務等を除く。）

また、開発途上国向のローン及びグラントの案件の80%にコンサルタントが雇用され、

調査、詳細設計（入札書類作成）、入札評価及び施工管理に係る経費が、プロジェクトコストの10%であると仮定すれば、約136百万マルク（1マルク80円として約110億円）が資金協力に関連したコンサルタントの市場であると推定される。（1,705百万マルク×0.8×0.1）

なお、KfWによるローン及びグラントの国別の供与条件は、BMZが1984年2月に定めたガイドラインによると次のとおりとなっている。

- 1) 1980年の1人当りのGNPが887USドル以上で外貨準備高が高い発展した発展途上国
…… 4.5%, 20年返済, 据置期間5年
- 2) 中間所得レベルの発展途上国
…… 2%, 30年返済, 据置期間10年
- 3) 国連が認定したMSAC諸国
…… 0.75%, 50年返済, 据置期間10年
- 4) LLDC諸国及びその他の貧しい発展途上国向に、特に社会インフラプロジェクトについてのもの
…… 無 償

なお、KfWは、ローン、グラントの別を問わず、融資業務と平行して、プロジェクトを実効のあるものとするために、その準備、審査及び監視の段階で人材派遣業務を実施しており、その実績は次のとおりである。

K f W の 人 材 派 遣 業 務

項 目	数			金 額 (百万マルク)		
	1974 ~1986	1985	1986	1974 ~1986	1985	1986
調 査	394	40	52	304	22	24
短 期 専 門 家 派 遣	336	45	51	13	1	1
コ ン サ ル タ ン ト サ ー ビ ス (助 言 業 務)	163	30	25	264	42	34
訓 練 及 び 上 級 訓 練	50	15	10	51	21	11
合 計	943	130	138	632	86	70

(出典「KfW年次報告書1986」, KfW広報部)

これらの役務サービス（人材派遣）は、主として、プロジェクトの準備（Preparation）

及び実施 (Implementation) の段階で行われるが、形態としては、例外的に K f W 直営方式 (Direct contribution) を取ることもある。特に、短期専門家の派遣及び訓練及び上級訓練に関してはその傾向が強い。

準備段階における調査は、K f W が有する特別の基金 (Study and Experts Fund) によりまかなわれるが、1986年の新規プロジェクトに関しては、約1/3がこの基金からの資金を使用している。

上記のデータによると、1986年で52件、24百万マルクが調査となっているが、これが、融資本体とは別になっているという意味で J I C A の開発調査あるいは無償資金協力に係る基本設計調査に該当するものと思われる。これを K f W の職員による直営で実施したか、あるいはコンサルタント企業 (個人) を雇用したかは明らかではない。

ただし、人材派遣業務 (Manpower Assistance) としての統計方法に鑑みると、短期専門家派遣等他の業務も含めて70百万マルク (1986年) がコンサルタントの市場の一部である可能性は極めて高いと思われる。

なお、詳細設計、入札書類作成、施工管理等のエンジニアリングサービスは、融資本体に含まれ、関連資機材の取扱いや据付指導はサプライヤーによって実施されるのが通常のケースである。

4. K f W が雇用するコンサルタントの適格性

調査団は、K f W 関係者との面談を一切実施し得なかったため、この微妙な問題についての関係者の生の声を聞くことはできなかった。また、収集資料のなかにもこの点について言及しているものは見当たらない。

従って、調査団が入手した B M Z のガイドラインの当該部分を以下にそのまま示し、B M Z 担当課長との若干の質疑応答を踏まえた調査団の見解を次に付記する。

(B M Z のガイドライン)

『原則として、サプライヤー及び関連した役務を提供する者に関する契約は、公開入札により実施されなければならない。この対象は、適正な競争が促進されるという前提に立てば、西独とベルリン内に存在し、営業活動の主要部分をそのなかで実施する企業に限定される。また、それらの企業は、物資と役務の主要部分を他国より調達してはならない。

競争に付すことが不利な場合、あるいは、特に技術的な理由がある場合は随意契約に拠ることもできる。(例えば継続して契約する場合)

プロジェクトが小規模であったり、あるいは広範な地域的な広がりを持っている場合、または、特に技術的な理由がある場合は、物資と役務を援助受入国において調達すること

ができる。』

上記のガイドラインは、物資も役務も同様に扱った極めて概念的なものであるが、建前としては、「適正な競争が促進されるという前提に立てば、西独とベルリン内に存在し、営業活動の主要部分をそのなかで実施する企業に限定される。また、それらの企業は、物資と役務の主要部分を他国より調達してはならない。」との表現を見るかぎり、コンサルタントを西独企業のみ限定しているとの解釈は成立せず、また、ローカルコンサルタントに対してもその門戸を解放していると解釈し得る。

また、調査団の団員としてのコンサルタントの国籍についても、西独人に限定はしていないと思われる。(GTZによる技術協力に関しても同様である。)

実態としては、データもなく、関係者との面談も実施していないことから、調査団としての言及は差し控えることとする。

5. GTZの概要

フランクフルトに隣接するエシュボン市にあるGTZは、1975年に西独の技術協力の実施機関として発足して以来積極的な活動を実施しているが、その主要な業務は次のとおりである。

- ① 途上国の実施機関と協力してのプロジェクトの計画、実施及び監理
 - ② 開発計画に従事する組織への助言（西独の公的機関、民間機関及び外国の機関を対象とする。）
 - ③ 専門家の募集、派遣及び任期中の管理と世話
 - ④ プロジェクトに関連した資機材の計画、購入及び輸送
 - ⑤ 技術協力用の資金から支弁される無償資金協力の事前審査とその用途についての監理
- 上記の業務は、原則として、ドイツ政府からの無償のサービスとして、ドイツ政府と相手国の国際約束に基づき実施される。

GTZは、法的には民間機関であり、このことは、BMZの承認が得られれば、自らがコンサルタントとなって、BMZ等の国内公的機関及び海外の機関をクライアントとして技術協力に関する業務を受注することができる。因みに、1986年における新規の受注高は、BMZ等国内の公的機関からのもの12億6千1百万マルク、海外のクライアントからのもの1億5千3百万マルクとなっている。

また、1979年からは、終了した技協プロジェクトのフォロー、新規の技協プロジェクトの準備、及び進行中のプロジェクトのサポート用に関連資機材の供与等に係る資金を有している。因みに、これらの1984年における実績は、108件、約8百万マルクである。

6. GTZに関連した人材の構成

上述のように、GTZは、JICAのような国の技術協力実施機関としての役割に加え、コンサルタント機関としての役割をも担っているため、外部の人材を積極的に活用しており、1986年における関連スタッフの構成は次のとおりとなっている。

GTZに関連した人材の構成

番号	区 分	人 数
1	本部の職員	1,099
2	フィールドスタッフ (BMZ等公的なクライアントからの業務) に従事している者 (海外の機関がクライアントとなっている業務) に従事している者	1,615 (1,309) (306)
3	コンサルタント会社からの要員	760
4	途上国 (Partner Country)で現地雇用されている スタッフ (Locally-contracted Staff)	1,612
5	その他の専門家 (注)	520

(注) 途上国の機関に直接雇用される西独人で西独と途上国間の給与の格差をGTZ
が補償する職員

7. GTZによるコンサルタントの活用実績

コンサルタントの活用実績をGTZによる直営業務と比較して、調査団が入手した資料より抜粋して以下に示す。

GTZによる専門家（コンサルタント）活用実績

項 目	年 代								
	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	
コンサルタント契約	コンサルティング企業及び機関との契約金額（百万DM）	113	141	176	210	217	228	297	258
	コンサルティング企業及び機関との契約件数	335	398	406	571	546	665	758	778
	契約の相手となったコンサルティング企業等の数	162	190	197	268	224	358	408	419
プロジェクトの数	GTZの職員による直営プロジェクトの数	353	396	409	444	507	584	595	625
	コンサルタント企業及び機関とサブコントラクトにより実施されたプロジェクトの数	201	210	258	293	251	258	316	285
活用された要員数	プロジェクトアシスタントを含むGTZのフィールドスタッフの数	1,107	1,196	1,238	1,311	1,431	1,445	1,504	1,621
	活用されたコンサルティング企業及び機関の職員の数	550	595	650	751	760	740	790	760
	その他の専門家の数（注）	160	137	129	270	303	310	359	396

（注）途上国の機関に直接雇用される西独人で西独と途上国間の給与の格差をGTZが補償する。

（出典「GTZ a Profile」 1985年9月 GTZ出版広報室）

GTZは約1,000人の本部スタッフと約1,600人のフィールドスタッフを有しているが、上記のデータで見ると、JICAと異なり、直営業務の比率が高く、1984年にはプロジェクトの数に関しては約31%（285/625+285）、活用された要員の数では約42%（760+396/760+396+1,621）を外部の人材（コンサルタント会社等に所属する者でGTZではExpertと呼ばれる。）に拠り実施している。

なお、同様の資料から、抽出したGTZが保有するフィールドスタッフの分野別、年代別活用実績は次のとおりである。

G T Z フィールドスタッフの分野別・年代別活用実績 (人数)

分 野	年 代							
	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984
農 林 業	470	504	527	534	625	579	574	606
職 業 訓 練	203	227	227	232	236	259	281	267
医 療	46	60	53	65	70	67	102	198
電 気 通 信	51	69	24	15	14	25	39	26
運輸交通, 都市計画	79	66	86	99	97	106	103	81
一般経済, 銀行助言 業 務	75	69	80	83	98	84	125	125
そ の 他	169	183	216	232	235	287	236	272
プロジェクト アシスタント	14	18	25	51	56	38	44	46
合 計	1,107	1,196	1,238	1,311	1,431	1,445	1,504	1,621

1984年に関しては、農林業分野が最も多く約37%を占めている。また経済的なソフトに関するものも約8%となっている。

因みに、1984年におけるJICAの専門家派遣実績（各種調査団等を含む）は、約6,900名であるが、このうちJICA職員（国際協力専門員、特別嘱託等を含む）が直接参加したものは約1,000名程度と推測され、直営業務の比率は約15%となる。

なお、JICAでは、専門家に技術費を支給した場合にこれをコンサルタント扱いとしているが、GTZでは自らの職員による直営方式以外でプロジェクト毎の契約に基づき雇用する人材（主としてコンサルティング企業に働く専門能力を有する人材）をコンサルタントまたは専門家として称している。

これらのコンサルタントに対し、どのような経費がいかなる積算基準に基づき支出されるかについては、現地調査の時間的な制約があり実施し得なかったが、GTZの内部資料としてコンサルタント契約の標準フォームを入手したので今後の検討に資することとしたい。

また、特に、1986年の実績として、個人コンサルタントをも含めたコンサルタント契約の実績も入手したので以下に記す。

全体の契約係数2,822件、金額ベースで362百万ドイツマルク（1マルク80円として約290億円）。その内訳は、企業との契約955件、320百万ドイツマルク、個人との契約1,867件、42百万ドイツマルク。（1984年に比べ企業との契約件数で約12%、金額でも約12%の伸びとなっている。）

契約の対象となった主な分野は次のとおり。（単位ドイツマルク）

(1) 食糧確保計画	……………	31百万
(2) 農村開発	……………	24百万
(3) 水資源開発	……………	22百万
(4) 職業訓練教員教育	……………	21百万
(5) 保健医療	……………	20百万
(6) 中小企業育成振興	……………	17百万
(7) 電気通信	……………	13百万
(8) 大学における制度造り	……………	10百万
	(合計 ……………)	158百万

(注) 合計と上述の金額が合致しないのは残りがその他の分野での契約額であると推定される。

8. GTZが雇用するコンサルタント（専門家）の適格性

GTZはその技術協力の実施に際し、「西独の西独人による技術協力」という考え方を持っておらず、GTZが民間機関をもクライアントにしたコンサルタントとしての役割を有しているという事情もあり、プロジェクトを効果的に実施するという観点より個々のケースに応じて柔軟に対応している。

ここでは、先づ、BMZが示した専門家（コンサルタント）に関する派遣のガイドラインをそのまま示し、後に、GTZ関係者と面談した結果を踏まえて調査団としての見解を示す。

8-1 BMZのガイドライン

一般的な規則

技術協力の一環としての専門家の派遣は、途上国に必要な人材が見つからず、かつ、それをリクルートする財政的な余裕がない時に実施される。

途上国のプロジェクト実施機関は、プロジェクトに有効であると判断される場合にの

み、援助資金によりローカルの専門家を雇用することができる。ただし、このローカル専門家への給与は、途上国の労働市場と給与体系を混乱させない範囲であることが必要である。

このローカル専門家の業務内容と任期及びそれについての資金援助の種類は、プロジェクトの内容によって異なる。

このローカル専門家は、GTZと途上国の実施機関（専門家の配属先）との合意に基づき途上国の実施機関との間で締結された契約内容に責任を負うことになる。

派遣専門家

派遣専門家とは、無償の技術協力の一環として、GTZが派遣する自らの職員あるいは契約ベースの要員で、通常はその派遣国の国籍を有していない。

原則としては彼らは西独国籍の者である。但し、西独籍の専門家がリクルートできない場合、あるいは、その派遣に係る費用が不当に高価な場合は、西独籍以外の専門家を派遣しても差し支えない。途上国籍を有する専門家は、自らの国に適切な雇用機会がなく、かつその国の頭能流出にならないことを条件に派遣され得る。

その他の専門家

GTZが現地で雇用するかあるいは契約ベースで活用する者をローカルスタッフという。彼らは現地に住んでいる西独人かその国の国籍を有する者のいずれかである。

途上国の政府あるいは関連の機関に直接雇用され、援助と直接関係のある業務に携わる西独人専門家は、給料の補填を受けることができる。

資金援助によってまかなわれる専門家は、一般的な規則に従い、途上国政府かその代行機関により任命される。原則として彼らは西独国籍を有することを求められていない。

8-2 GTZ関係者との面談結果に基づく分析

GTZコンサルタントサービス契約課長他2名との質問書に基づくインタビュー結果は次のとおり。

GTZ関係へのインタビュー結果

番号	問	答
1	JICAの開発調査等は、我国の技術協力の一環として実施されるため、JICAでは日本のコンサルタント企業及び個人を雇用しているが、GTZも同様か？	GTZはJICAと同様ではない。それは業務の内容に応じてである。実態は90%は西独人だが残りの10%は非西独人である。
2	外人スタッフの登録制度はあるか？	ない
3	どのような場合に外人スタッフを活用するのか？	分野が特殊で西独人にknow-howがない場合である。
4	外人スタッフが調査団の団長になることを認めるか？	認めない
5	日本人のコンサルタントを雇用したことがあるか？	ない
6	外国のコンサルタント企業の活用は可能か？	可能である。例えばフランスのコンサルタント企業でもよい。1986年の実績では、先進国企業8.7%、ローカル企業5.7%の実績がある。
7	何を以て外国企業と定義するのか？	西独に登録され、営業活動をしていれば、資本の国別出資比率や社長含めた役員の国籍は問わない。
8	将来より多くの外国企業を活用する考えはあるか？	特にそのような考えはない。
9	日本のコンサルタント企業を活用したことはあるか？	なし
10	ローカルコンサルタントの活用状況は？	特に制限を設けていない。必要に応じて活用している。(1986年では5.6%)

GTZ関係者は、西独の西独人による技術協力という考え方は有しておらず、企業についても、また、個人についても10%前後が Non-German であるとしている。この回答は、BMZのガイドラインと符合している。

第4章 オランダ

第4章 オランダ

1. 援助のシステム

オランダには我国のJICAやOECDに相当する独立した援助実施機関はなく、外務省に付設された開発協力省（開発協力大臣）所管の国際協力総局（以下「総局」という。）が直接援助を実施している。（開発協力省は、外務省の一部として設置されており、予算は外務省の所掌であり、議会に対しては外務省が責任を負う。）

援助行政機関及び実施機関の両方の機能を併せ持つ総局は、二国間の技協、経協（借款及び贈与）及び多国間の技協、経協（出資、拠出）を実施している。

オランダでは、総局の他に、経済省、農林水産省、文部省も独自の援助予算を有しているがその額は少なく、総局によるものが全体の経済協力予算の概ね9割以上を占めている。

また、在ハーグ日本国大使館によると、援助に対する国民及び議会の支持は強く、援助予算はGNPの0.9～1.0%の比率が基準となっており、1986年実績では約1%に達している。

2. 総局の援助実績

調査団は、在ハーグ日本国大使館より、総局がDACに提出したメモランダムを入手したところ、それに基づき1986年における総局の援助実績を以下に示す。

1986年における総局の援助実績

（金額単位：百万米ドル）

	1984	1985	1986
ODAディスバースメント	1,267	1,154	1,740
対GNP比（%）	1.02	0.91	1.00

（出典「DAC Aid Review 1987/88. Memorandum of the Netherlands」）

さらに、同資料によれば、将来の見通しを次のように立てている。

将来の見通し

	1987	1988	1989	1990
(金額, 百万米ドル)	1,759	1,761	1,781	1,802
(対 G N P 比 %)	1.01	1.00	1.00	1.00

1986年績1,740百万米ドルのうち, 68% (約1,183百万米ドル) が二国間援助, 32% (約557百万米ドル) が国際機関を通じた多国間援助である。

二国間援助約1,183百万米ドルのうち約386百万米ドルが技術協力に充当されている。この技術協力は, 主としてサブサハラ諸国を対象としており, 分野としては次のものに重点が置かれている。

- a. 農村開発に関する成人教育
- b. 農業分野における職業訓練
- c. 農業と農村開発に関する研究及び訓練
- d. 既存のプロジェクトと新規プロジェクトの連携の強化, 特に, 重点は, 農業, 畜産, 技能教育, 計画管理及びかんがいに置かれる。

協力の形態としては専門家の派遣が主なものである。(調査団が面談した総局の農村開発専門官によると, 技術協力に関しては資機材供与はあまり行われず, 専門家の指導分野も資機材等にあまり頼らなくてもよい「Institute Building」等ソフトに関するものが多いとのことであった。)

残りの約797百万米ドルが資金協力であり内訳は次の通りである。

- ローン …… 6% (約48百万米ドル)
 グラント …… 94% (約749百万米ドル)

(注) ローンの条件は1979年以来すべてのプロジェクトに対し, 2.5%, 30年返済, 据置期間8年となっており, 極めてソフトなローンであると言える。

オランダの資金協力の特徴は, 極めて贈与の比率が高いことであり, 1979年以来LDC諸国に対する資金協力はすべて贈与である。

なお, 総局は, 国内の関連機関の協力を得て, 食糧援助, 災害援助も実施している。

3. 総局におけるコンサルタント契約の実績

調査団が入手した資料のなかには、コンサルタント経費として統計されているものはなく、また、関係者との面談においても定量的な回答は得られなかった。よって、以下に推定を試みる。

オランダの援助は、既述のとおり、総局によって実施されている。これは、我国の場合に当てはめると、その実施 (Implementation) までも含めて外務省が実施していることになるが、この点についてDACに提出してメモランダムには次のように記されている。

『1980年代の初頭より、援助業務の実施については極力外部委託 (be contracted out) し、オランダ政府はその監理のみを実施するよう努めている。この傾向は特に最近2～3年に急激に増加し、二国間援助についてはわずかに10%が直営で実施されているのみである。

外部委託は、省内の担当官の負担を軽減させるだけではなく、一般の人々に広く援助に関与しているという認識を持たせることにも役立つ。

外部委託の相手は、一般の民間会社、国際機関、援助受入国のLocalな機関、非営利の公的機関等である。

外部委託は、援助の質と効率を高めるために有効である。実際、援助を担当している総局の部局や大使館は、独立した専門的な機関や専門家からサポートされる必要性をより強く感じている。

ローカルな環境に精通し同時に安価であるローカルコンサルタントの活用も研究されているが、この方法は技術移転の観点からも極めて優れた方式であると言える。』

上記の記述から推定すると、援助予算をNGO機関等に全面的に再委託してディスパースする方式も多いと思われる。従って、二国間援助の資金協力総額 (約749百万米ドル) を基準にして次のように推定する。

$749 \text{ 百万米ドル} \times 0.9 \text{ (直営以外の経費)} \times 0.8 \text{ (コンサルタントを必要とする案件)} \times 0.1 \text{ (調査費等)} \approx 54 \text{ 百万米ドル}$ (1ドル130円として約70億円) がコンサルタントの市場であると思われる。

4. 総局が雇用するコンサルタントの適格性

コンサルタントの適格性については、先づ、総局がDACに提出した資料のなかから調達方針に係る考え方と実績を抽出して示し、次に、調査団による総局関係者との面談結果を踏まえた若干の見解を示す。

4-1 DACに提出したメモランダムによる調達方針と実績

調達の手続きは、調達に関し受け手の途上国が責任を持つかあるいはオランダが責任を持つか（直営方式）によって異なる。

開発協力省国際協力総局は、技術協力の実施に責任を負っているが、これは常に贈与の形を取り、決してタイドではない。(always takes the form of grants and never is tied)

受け手の途上国が調達に第一義的な責任を負う場合には、資金が援助される。この場合はローンの形となり、部分的にタイドとなる。

無償資金協力はタイドとなり、資金はオランダでディスパースされねばならない。ただ、例外的にLDC諸国が対象となる場合は、部分的にタイドとなる。

1986年におけるオランダの二国間援助に関する実績は、12%がタイド、31%が部分的タイド、残りの57%がアンタイドである。

さらに、15%から20%がローカルコスト融資に充当されている。

4-2 総局関係者との協議を踏まえた調査団の見解

外国人スタッフの活用に関して、総局の関係者は、「JICAは日本の技術協力の一環として開発調査等を実施するため日本のコンサルタント企業及び日本人のコンサルタントを雇用するが、オランダにそれと同様の考え方があるか？」との問いに対し、「そういう考え方はない。実績としても他の先進国15%程度、ローカル10%程度の実績がある。」と答えた。また、「調査団長に外国人を雇用するか？」との問いに対し、「Yes, capability comes first」と答えた。（事例としては極めて例外的ではあるが、タンザニアで綿花についてのプロジェクトに際し、オランダに適格な人材が見つからず英国人を雇用したとのことであった。）

外国企業に関しては、考え方はスタッフに関するものと同じであり、1986年実績は、オランダ国籍のコンサルタント75%、外国籍25%（うちローカル15%、先進国10%）とのことである。

ローカル・コンサルタントについては、今後は積極的に活用を図っていくが、持株比率や社長の国籍等に関する明確な定義、基準はない。ただし、オランダの在外公館は100万ギルダー以下の契約について、本省の各地域別セクションのプロジェクト担当官と連携して直接契約をする権限を与えられており、在外公館はこの制度を利用し、自らが保有するローカル・コンサルタントの登録リストに基づき、積極的にその活用を図っている。また、本省が契約したコンサルタントが下請でローカル・コンサルタントを活用する方式も多いとのことであった。

コンサルタントの選定は、調達の基本原則である公正な国際競争の精神をつらぬくとの趣旨により、案件の公示から始めることとし、毎月発行する「案件情報」を希望者に配付している。コンサルタントは、これにより指名参加を希望する案件を選択し、案件毎に指名参加希望書を総局に提出する。総局はこの希望書を提出した社からショートリストを作成して3～5社にプロポーザルを提出せしめる。プロポーザルに外国人を含めるか否かは、コンサルタントの裁量に委されており、この経歴等の評価は当人の調査経験を中心に行い特に困難な点はないとのことであつた。チームリーダーについては国籍にかかわらず必要に応じインタビューを行い、能力評価を行っている。

ローカル・コンサルタント活用の具体的なメリットに関する総局技術協力課農村開発専門官のコメントは今後の活用のあり方を検討する上で参考となると思われるので以下に示す。

「ブルキナファソで小規模かんがいのプロジェクトにローカル・コンサルタントを雇用したが、小規模かんがいは正に社会環境問題そのものであり、ローカルに拠らなければ実施が不可能であつた。このローカル・コンサルタントの勧告により、実施機関の制度改革が行われ、プロジェクトは成功した。」

以上の総局関係者との面談結果は、技術協力をアンタイドとし、ローカルコンサルタントの活用を積極的に図ろうとする総局のDAC提出用メモランダムと符合している。

なお、イギリス、フランス、西ドイツ、オランダで共通して確認された情報としては、1992年までにEC域内の単一市場化が実現する予定であり、コンサルタントサービスも、原則として、これに含まれるとのことである。

参 考 資 料

1. 調査団より各機関への質問書
2. 面会者一覧表
3. 収集資料一覧表

1. 調査団より各機関への質問書

The Questionnaire on Consultant Contract in your Organization

Study Team

Japan International Cooperation Agency

I General

1. Please give us a brief outline of consultant contract such as number of contracts, total value of contracts in each sector in your organization?
2. Which section (who) in your organization is responsible for concluding a consultant contract?
3. Which section (who) in your organization is responsible for supervising a consulting firms while the contract is valid.
4. Which section (who) in your organization is responsible for inspection of final products (reports) of consultant contract?
5. Which section (who) in your organization is responsible for evaluating consulting firms' performance / achievement?
6. What is your basic law or regulation on consultant contract in general?
7. What are your working rules on consultant contract?
8. What thing should be considered most in consultant contract?
9. Is the report submitted to a client with a name of the consultant or your organization?

* When filling out this questionnaire please refer to attached "Reference Sheet".

II Information Concerning Consulting Firms (Registration)

1. Do you have your own Consultant Registration System?
2. How do you check the accuracy and validity of the data before compiling into your registration system?
3. Do you have a kind of committee for screening the data before compiling into your registration system?
4. What are the pre-qualifications for consulting firms to be compiled into your registration system?
5. How is the data compiled into your registration system?
6. Which section is in charge of your registration system?
7. How many staff members are working for your registration system?
8. How many consulting firms are registered in your system?
9. How many Japanese firms are registered in your system?
10. How do you update the data in your registration system?
11. Do you admit Joint Ventures' registration in your system?
12. Are government corporations, UN agencies, firms owned by manufacturing or contracting companies and universities registered in your system?
13. Is the application acceptable all through the year?
14. Are the registered consulting firms classified into ranks such as 1st class, 2nd class etc.?

If yes, what are the criteria?

III Firms' Appointment (Short List Preparation)

JICA's basic criteria of making short lists are as follows:

- (1) Knowledge and experience for fulfilling the duty.
- (2) Experience of conducting the job in a recipient country, countries, around a recipient country or countries similar to a recipient country.
- (3) Experience of conducting similar jobs.
- (4) Evaluation results on firms' ex-performance/achievement.
- (5) Total amount of contracts received by firms in the fiscal year.
- (6) Financial condition of firms.

1. Are the criteria mentioned above the same as yours? or whatelse do you have?

JICA's basic criteria of appointing a specific consulting firm without competition are as follows:

- (1) When the capability for fulfilling the duty lies in only one specific consulting firm.
- (2) When the duty is continuously done by the same consulting firm.
- (3) When the execution of the job is urgently needed.
- (4) When the execution of the job must be kept confidential.
- (5) When there are some other inevitable reasons.

2. Are the criteria mentioned above the same as yours? or whatelse do you have?
3. How many firms are usually appointed?
4. What is your standard form of TOR?
5. What are your working rules for appointing firms as a joint venture?

6. What are your working rules of short list preparation by sector?
7. What are your working rules by types of services?
8. What is the situation when you adopt prequalification exercise?
9. Could you show us some examples of your TOR?
10. In which case do you appoint consulting firms which are not yet registered?
11. What are your working rules of appointing a Joint Venture?
12. In which case do you allow appointed consulting firms to get support from others?
13. When an appointed consulting firm gets support from others, do you give a special consideration to the proposal evaluation?
14. Do you allow consulting firms to get support from manufacturers, contractors or trading firms?
15. Do you allow the member who doesn't belong to an appointed firm to become a team leader?
16. In order to maintain the equal opportunity of receiving contract, what kind of measures do you take?
17. Do you take any special measures to bring up small & medium scale consultants?
18. Firms' Appoint Rate (%)
(The number of firms ever appointed / The number of all firms being registered in your registration system) X 100

IV Selection

1. The composition of Selection Committee Member and the chairman.
 - (1) by sector
 - (2) by types of services
 - (3) by scale (on a monetary base)
 - (4) by others
2. What are the duties of a chairman?
3. Could you show us the standard weight allocation of your evaluation sheet?
 - (1) by sector
 - (2) by types of services
4. In which situations do you have an interview with a proposed project manager?
What are the interviewers?
What are the checking points in the interview?
How are the results of the interview reflected to proposal evaluation?
5. What are your working rules or guideline for evaluating proposals?
6. How do you check the language ability of non-native speakers?
(* ex. a Japanese team member who tries to work in Kenya)
7. In terms of rationalization, do you limit the number of pages of proposals?
8. Are the proposing consultants obliged to take a medical examination and to attach the result to the proposal?
9. Contract rate (%)
(The number of firms ever contracted / The number of all firms registered in your registration system) X 100
10. Could you show us your alternative approaches to price competition in Consultant Contract?

V Contract

1. Could you show us your standard forms of consultant contract by sector and by types of services?
2. Physical Contingency
 - (1) Concerning preinvestment studies, do you always include physical contingency?
 - (2) Can the additional work resulting from negligence of a client (a recipient country) be covered by physical contingency?
3. Is it correct that, in your organization simple routine jobs such as mapping, boring are contracted not by technical proposal but by bidding?
4. Before contract negotiations, who decides the ceiling price?
5. How is the ceiling price fixed?
6. On which criteria is the ceiling price fixed?
7. In time-based contracts when direct cost is reimbursed, do you ask for documentations as an evidence?
8. What are the evidence documentations?

VI Post Evaluation of Consulting Service

1. Report Evaluation

- (1) Who evaluates consultants' reports?
- (2) What are the checking points for report evaluation?
- (3) Is there any standard form for report evaluation?
- (4) How are the evaluation results reflected to firms' appointment?

2. Project Manager Evaluation

- (1) Who evaluates the project manager?
- (2) What are the checking points for the evaluation?
- (3) Do you have any standard form?
- (4) How do you reflect the data to firms' appointment or proposal evaluation?
- (5) When the data are reflected, what are the working rules?

VII The Degree of Disclosure of Information on Consultant Contract

1. Appointing criteria
2. Proposal evaluation criteria
3. Cost estimation criteria
4. Do you explain reasons why firms failed to get a winning proposal?

VIII Utilization of Foreign Staff

*

Since JICA's development study is being executed as a part of Japanese Technical Cooperation Program, JICA employs Japanese consultants and Japanese consulting firms.

1. Do you have the similar principle mentioned above?
2. Do you allow foreign staff to participate in the development study?
3. How do you define foreign staff?
4. Do you have any registration system for foreign staff?
5. Could you show us the record of your utilizing foreign staff?
6. What are the reasons for utilizing foreign staff?
7. What are the purposes for utilizing foreign staff?
8. What are your working rules on utilizing foreign staff?
9. In which situations do you utilize foreign staff most?
10. Could you show us the procedure for utilizing foreign staff?
How do you evaluate the language ability of a non-native member which is required in the study?
11. What are the effects of utilizing foreign staff?
12. What are the difficulties and problems in utilizing foreign staff?
13. Do you allow the foreign staff to become a team leader of a study team?
14. Have you ever employed Japanese as a member of a survey team or as an individual consultant?

* Remarks

Foreign staff means a consultant or the equivalent who doesn't have the nationality of your country.

IX Utilitation of Foreign Consulting Firm

1. Do you employ foreign consulting firms in your study?
2. How do you define a foreign consulting firms?
3. How do you categorize foreign consulting firms?
(Foreign firms established in your country, Foreign firms who have branch offices in your country, etc.)
4. Do you have any registration system for foreign consulting firms?
5. Could you show us the record of your employing foreign consulting firms?
6. What are the reasons for utilizing foreign consulting firms?
7. What are the purposes for utilizing foreign consulting firms?
8. What are the relevant laws and regulations on utilizing foreign consulting firm?
9. What are your working rules on utilizing foreign consulting firms?
(In terms of share hold proportion, the nationality of the representative, a corporate tax etc.)
10. Do you allow a foreign consulting firm to become a prime contractor in case of JV?
11. In which situations do you utilize foreign consulting firm most?
12. Could you show us the procedure for utilizing foreign consulting firms?
13. What are the effects of utilizing foreign consulting firms?
14. What are the difficulties and problems in utilizing foreign consulting firms?
15. Are there any types of services in which a foreign consulting firm is not allowed to participate?

16. Are you going to utilize more foreign consulting firms in the future?
17. Have you ever utilized Japanese consulting firms?
18. (If, yes)
What is the name of the consulting firm?
19. Do you allow a foreign consulting firm to participate in F/S which is followed by your tied financial assistance?
20. Do you allow a foreign consulting firm to participate in F/S which is followed by LDC untied financial assistance?
21. Do you allow a foreign consulting firm to participate in F/S which is followed by untied financial assistance?

X Utilization of Domestic Consulting Firm

*

1. Do you employ a domestic consulting firm in your study?
2. How do you define domestic consulting firm?
3. How do you categorize domestic consulting firms?
(In terms of share hold proportion, the nationality of the representative, a corporate tax etc.)
4. Do you have any registration system for domestic consulting firms?
5. Could you show us the record of your utilizing domestic consulting firms?
6. What are the reasons for utilizing domestic consulting firms?
7. What are the purposes for utilizing domestic consulting firms?
8. What are your working rules on utilizing domestic consulting firms?
9. In which situations do you utilize domestic consulting firms most?
10. Could you show us the procedure for utilizing domestic consulting firms?
11. What are the effects of utilizing a domestic consulting firm?
12. What are the difficulties and problems in utilizing domestic consulting firms?
13. Are you going to utilize more domestic consulting firms in the future?
14. Do you allow a domestic consulting firm to become a prime contractor in case of J.V. study?
15. Do you allow domestic consulting firms to participate in F/S which is followed by your tied financial assistance?

* Remarks

Local consulting firms established in the aid-receipient country

16. Do you allow domestic consulting firms to participate in F/S which is followed by LDC untied financial assistance?
17. Do you allow domestic consulting firms to participate in F/S which is followed by untied financial assistance?

2. 面会者一覧表

国名	面会者氏名	面会者役職及び所属機関
フランス	Mr. Manuel Bridier Mr. Joseph Luhan 東 博 史 二 木 孝	経済協力中央金庫 対外関係調整部長 協力省行政総局 特別民事行政官 在仏日本国大使館 一等書記官 在仏日本国大使館 二等書記官
イギリス	Mr. Robert M. Graham-Harrison 伊 藤 哲 朗 永 沢 浩 之	海外開発庁アジアオセアニア局 東アジア部長 海外開発庁海外人材局 人材サービス部長 在英日本国大使館 参事官 在英日本国大使館 二等書記官
西ドイツ	Mr. Christian H. Neumann Mr. Hartmut Brahtz Mr. Michael Muller Mr. Stefan Helming 西 原 篤 夫 神 余 隆 博 青 木 直 幸 荒 木 忠 男 福 田 善 彦 大 森 真 琴	経済協力省 地域局付筆頭課長補佐 復興金融公庫 広報担当副部長 技術協力公社コンサルタントサービス契約課長 技術協力公社 政策協力室 担当官 在西独日本国大使館 参事官 在西独日本国大使館 一等書記官 在西独日本国大使館 一等書記官 在フランクフルト日本国総領事 在フランクフルト日本国総領事館 領事 在フランクフルト日本国総領事館 領事
オランダ	Mr. Henk Bosch Mr. Chris Vust Ms. Eveline Ruurs Vrind 秋 山 進 森 康 晃	外務省国際協力総局 技術協力課長 外務省国際協力総局 農村開発専門官 外務省国際協力総局 登録担当官 在オランダ日本国大使館 公使 在オランダ日本国大使館 一等書記官

3. 収集資料一覧表

番号	資 料 名 称	出 典
(イギリス)		
1	British Overseas Aid 1986	ODA
2	組織図	ODA
3	コンサルタント契約に係るT/R実例	ODA
4	コンサルタント登録フォーム	ODA
5	プロポーザル提出依頼状(一般プロポーザル方式)	ODA
6	プロポーザル提出依頼状(特命)	ODA
7	契約書フォーム	ODA
8	British Aid for the Water Decade	ODA
9	Women in Development and the British Aid Programme	ODA
10	The Environment and the British Aid Programme	ODA
11	British Aid	ODA
12	広報ニュースレター	ODA
13	ODNRI ニュースレター	ODA
14	コンサルタント契約ガイド	ODA
15	Land Evaluation and Rural Development	ODA
16	British and India Partners in Development	ODA
17	Questionnaire への暫定回答	ODA
(フランス)		
1	A B C de la Cooperation Francaise	協力省 開発局
2	Annual Report 1986 Caisse Centrale de Cooperation Economique	CCCE
3	PROPARCO EXERCICE 1986	CCCE
4	協力省管轄国一覧表	協力省 開発局
5	F A Cによる協力概要 1986	協力省 開発局
(西ドイツ)		
1	Annual Report for the Year 1986	K f W広報室
2	Performance in the first half of 1987	K f W広報室
3	Functions and Activities	K f W広報室
4	Oppotrunities for Investors	K f W広報室
5	Co-operation with Developing Countries	K f W広報室

番号	資 料 名 称	出 典
6	By-Laws	K f W広報室
7	Law Concerning K f W	K f W広報室
8	Development Policy of the Federal Republic of Germany	K f W広報室
9	投資案内 K f W	K f W広報室
10	Financing Projects in Developing Countries K f W	K f W広報室
11	Directives for the procedure to be adopted by the appraiser/ consultant and general breakdown and content of expert reports	G T Z
12	Guidelines on Bilateral Financial and Technical Cooperation with Developing Countries	B M Z
13	Consultant Contract 1986	G T Z
14	Questionnaire for Firms/Institutions (登録フォーム)	G T Z
15	General Terms of Contract (AVB) Governing Contracts for Consulting Services Concluded with G T Z	G T Z
16	専門家 (Expert) との契約書フォーム	G T Z
17	General Terms of Contract Governing Contracts with Appraisers and Consultants	G T Z
18	Directives Governing the Reimbursement of Travel Expenses	G T Z
19	The Federal Republic of Germany and the Third World	G T Z 広報室
20	Technical Cooperation with Partners in Developing Countries	G T Z 広報室
21	G T Z A Profile	G T Z 広報室
22	Annual Report 1985	G T Z 広報室
23	1986 annual accounts and annual report	G T Z 広報室
24	G T Z Activities with the Philippines	G T Z 広報室
25	G T Z Activities with Indonesia	G T Z 広報室
26	G T Z Key Services	G T Z 広報室
27	Promotion of Business Cooperation B M Z	G T Z 広報室
28	G T Z a briefing	G T Z 広報室
(オランダ)		
1	Guidelines for Procurement of Goods and Services under partially untied Grant and Loans	総 局
2	開発協力省国際協力総局によるコンサルタント登録フォーム	総 局
3	コンサルタント契約フォーム	総 局
4	D A C 提出用メモランダム (オランダ分)	在蘭日本国大使館

JICA